

とんだばやし

# かかし



9月号(No. 150)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



富田林市きらめき農業塾修了式の様子

## もくじ

- ▶ きらめき農業塾 ..... 2
- ▶ 富田林市農業振興ビジョン ..... 2
- ▶ 富田林農業振興地域整備計画  
の改定に向けて ... 3
- ▶ アンケートにご協力ください ... 3
- ▶ 農地法等による各種申請 ..... 3
- ▶ 農業者年金 ..... 4
- ▶ 農地の肥培管理 ..... 4
- ▶ 富田林市農地賃借料情報 ..... 4

## 富田林市きらめき 農業塾 第1期生 修了式

富田林市きらめき農業塾の第1期生の修了式が、令和4年7月30日(土)に、富田林市きらめき創造館Topic交流スペースで行われました。今回きらめき農業塾を修了する塾生は17名であり、きらめき農業塾の名誉塾長である吉村市長から、17名の塾生に修了証書が授与されました。

令和3年8月7日(土)にきらめき農業塾第1期生として入塾し、約1年間、農作物の栽培基礎研修、マルシェでの販売体験、農業に関わる座学などを学ばれました。農作物を育てることでの苦労や、野菜がうまく出来たときの喜びなど、さまざま体験が出来たのではないかと思います。

今後、修了された塾生は、富田林市内のプロ農家のところで雇用就農につかれる方や、教わった栽培技術を活かして、実家の農地で農作物を栽培していく方など、塾生1人1人が思う農業を目指していかれます。

## 富田林市農業振興 ビジョン

### 【目的】

平成27年の都市農業振興基本法及びこれに基づく国及び大阪府の関係計画や農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、富田林市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な農業振興に資することを目的に、令和2年度から令和3年度にかけて、農業関係者、商工関係者、有識者を中心に富田林市都市農業振興基本計画策定委員会を設置し、計8回の委員会開催の中で、富田林市農業振興ビジョンを策定しました。

期間については、令和4年度から令和13年度(2022年度〜2031年度)の10年間とします。また、中間年次である令和8年度(2026年度)においては中間見直しを行います。

### 【本市農業の現状と課題】

本市農業の現状については、農家戸数1,094戸、農業産出額16.8億円、耕地面積645ha(田491ha、畑154ha)と大阪府内でもトップクラスであり、大阪の農業の屋台骨と言えます。

市内全域では、主に水稲栽培が中心であり、施設栽培においては、なすときゅうりが指定産地となっており、全国的な課題であります。全国的な課題であります。後継者不足については、本市においても例外なく直面している課題であり、それに加え近年では、気候変動による農作物への影響や鳥獣被害など、さまざまな農業課題を抱えているところです。

## 本市農業の将来像

# 人と仕事と環境を育む「農業都市」・富田林

## - 「農」を楽しく豊かなものに -

事と環境を育む「農業都市」・富田林市「農」を楽しく豊かなものに」をキヤッチフレーズにし、6つの柱に対応した8つの戦略を定めました。

6つの柱と8つの戦略については、価値(儲かる富田林農業の成長促進)・人材(富田林農業を支える新たな多様な担い手の参入、活躍の推進)・農地(農地の保全と活用推進)・健康(市民の健康を支え、地域産業を育てる地産地消の推進)(市民と農とのつながりの推進)・環境(地球を守る農空間の持続的保全)(富田林農業におけるみどりの食料システムの推進)・観光(富田林の農業を活用した観光活性化拠点の育成)と定め、多様な方針、取組みを施策体系として整理しました。

今後、策定した「富田林市農業振興ビジョン」を基に、富田林農業振興地域整備計画等の関連計画の更新を進め、既存事業の充実及び、新規就農者の創出や農地の有効活用など新たな事業を推進していきます。

【将来像(ビジョン)】  
本市農業の課題に対応し、農業を取り巻く新しい動向などを踏まえ、「人と仕

### 富田林農業振興地域整備計画の改定に向けて

富田林市の市域面積は3,927ha、うち2,213haが農業振興地域に指定され、その割合は約56%を占めます。市では、平成25年の見直し以降、一定の年数を経過したこと、令和4年3月に農業振興ビジョンが策定されたこと等を受け、今後の農業のあり方や、市が進めるべき取り組み等を総合的に計画する「富田林農業振興地域整備計画」(※)の見直しに向けた検討を進めています。

(※)農業振興地域整備計画とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、おおむね10年を見通して、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために、市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

この度、市内の農業の現状や5年後、10年後といった近い将来の農業経営への展望やご意向などについて広くご意見を伺い、計画を定めるにあたっての重要な資料とさせていただきます。富田林市農業振興に関するアンケートを実施することといたしました。

アンケート一式は、大きな角2封筒に封入して、各実行組合を通じてお手元に届きます。

#### 【アンケートは計画策定の基礎資料に】

本アンケート調査結果は、新たな「富田林農業振興地域整備計画」策定の基礎資料として活用させていただきます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますようお願いいたします。

### 富田林市農業振興に関するアンケートは9月21日までに「ご返送ください」

- ① 大きな角2封筒に、「アンケート」と「返信用封筒」が入っています。
- ② アンケートにお答えください。
- ③ 同封の返信用封筒に、回答いただいた「アンケート」を入れ、封をしてください。
- ④ 切手は不要です。お近くのポストに、市に9月21日までに到着するように投函してください。

### 農地法などによる各種申請のお願い

農地を転用するときは、農地法の許可・届出が必要です。農地の転用とは、農地を農地以外の目的に使用することをいいます。

例えば農地を住宅や倉庫を建てるための敷地、駐車場や資材置場にする等です。

農地法では、市街化調整区域内の優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地への影響等がない場合に限って、転用を許可しています。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づき富田林市が策定している農業振興地域整備計画では、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が設定されています。

農用地区域内にある農地の転用は、公共事業に伴う一時転用等を除き、原則認められません。

### 日本農業新聞

儲かる、役立つ、面白い！  
実利実益につながる情報を届けます

- ◆発行日/毎日発行(新聞休刊日を除く)
- ◆購読料/月額2,623円(税込)
- ◆申込先/日本農業新聞(0120-101630)

### 全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した  
農業・農村の情報を届けます

- ◆発行日/毎週金曜日
- ◆購読料/月額700円(税・送料込)
- ◆申込先/農業委員会事務局

## 農 業 者 年 金

・農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

## 国民年金十農業者年金

・こんな方が加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
  - ② 年間60日以上農業に従事
  - ③ 20歳以上60歳未満の方
- ・積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)
- ・保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から

6万7千円まで

・支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

・政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

(例) 認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円(5割)補助

## 農 地 の 肥 培 管 理

農地法第2条の2では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいい、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

また、遊休農地(耕作放棄地)は、病害虫や火災の発生、犯罪等の誘発のおそれがありますので、適正な管理をお願いします。

※除草等が困難な場合は、シルバー人材センターなどが有料で除草等を行っておりますので、ご相談ください。

☎ 0721334567

## 富 田 林 市 農 地 賃 借 料 情 報

令和3年4月から令和4年3月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

## 【田の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
21,900円	44,500円	6,600円	24筆	16筆

## 【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
16,900円	45,800円	3,700円	31筆	16筆

① 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃貸借データのみを収集の対象としており、使用貸借(無料)のデータは含まれていません。

また、標準的な賃借料を算出するため、全データの平均の3倍を超えるものは特殊事情によるものとして除いています。

② 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

③ この賃借料の水準は、賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、土地の広さ・形状・水利等の条件を勘案し、当事者間で賃借料を決定してください。

④ 賃借料を物納(水稻)している場合は、玄米30kg当たり7,000円に換算しています。